

議案第153号

さいたま市勤労女性センター条例を廃止する等の条例の制定について
さいたま市勤労女性センター条例を廃止する等の条例を次のように定める。

平成29年9月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市勤労女性センター条例を廃止する等の条例

(さいたま市勤労女性センター条例の廃止)

第1条 さいたま市勤労女性センター条例（平成13年さいたま市条例第229号）
は、廃止する。

(さいたま市体育館条例の一部改正)

第2条 さいたま市体育館条例（平成13年さいたま市条例第135号）の一部を次
のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を
当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第2（第11条、第19条関係）				別表第2（第11条、第19条関係）			
1 [略]				1 [略]			
2 さいたま市大宮体育館利用料金				2 さいたま市大宮体育館利用料金			
(1) 基本利用料金				(1) 基本利用料金			
施設名	区分	利用料金		施設名	区分	利用料金	
[略]				[略]			
会議室	[略]			会議室	[略]		
軽運動室	一般・ 学生	2時間	590円				
	児童・ 生徒	2時間	280円				
講習室		2時間	590円				
研修室A・B・C		2時間	290円				
料理室		2時間	430円				
(2) [略]				(2) [略]			

3～5 [略]

3～5 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による廃止前のさいたま市勤労女性センター条例（以下「廃止前の条例」という。）第5条第3号に掲げる団体であつて、平成29年度中に廃止前の条例第6条第1項の規定による許可を受け、さいたま市勤労女性センターを利用したものは、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間、第2条の規定による改正後のさいたま市体育館条例の規定に従い、同条例別表第2の2 さいたま市大宮体育館利用料金(1) 基本利用料金の表に掲げる施設（軽運動室、講習室、研修室A・B・C及び料理室に限る。）及びこれに附属する設備を利用することができる。